

ポスト・コロナにおける東京の構造改革検討チーム設置要綱

令和2年5月22日制定 2政計計第94号

(設置)

第1 ポスト・コロナにおける東京の構造改革について検討を行うため、「ポスト・コロナにおける東京の構造改革検討チーム」(以下、「検討チーム」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討チームは、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぎながら社会経済活動を維持するために必要な取組に関することについて
- (2) ポスト・コロナを見据え、前向きな社会変革へと繋げるための、東京の構造改革に関することについて

(組織)

第3 検討チームは、知事が別途委嘱を行うメンバー(以下「メンバー」という。)等をもって構成する。

2 検討チームを補佐する東京都の職員による事務局を設置する。

(任期)

第4 メンバーの任期は令和3年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(活動)

第5 検討チームの活動は、テレビ会議やメール等を活用した、非接触型のコミュニケーションを原則とする。

2 事務局は、テレビ会議やメール等により、検討チームから意見を聴取し、取りまとめを行う。

3 検討チームの資料及び議事録については原則として公開とし、検討チームが必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

4 テレビ会議での意見交換などを行ったメンバー及びメンバー以外の有識者等に対して、都の基準により報酬を支払うことができる。

(事務局)

第6 検討チームの庶務は、政策企画局計画部計画課及び財務局主計部財政課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討チームの運営に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。